

改正

昭和46年7月12日条例第23号

昭和47年3月30日条例第11号

昭和49年7月20日条例第37号

昭和50年3月25日条例第15号

昭和50年12月25日条例第37号

昭和57年6月30日条例第18号

昭和63年3月25日条例第11号

平成11年3月26日条例第8号

平成12年9月29日条例第44号

敦賀市重症心身障害児（者）等福祉手当支給条例

（目的）

第1条 この条例は、重症心身障害児（者）、重度身体障害児（者）及び重度知的障害児（者）（以下「障害児（者）」という。）について、重症心身障害児（者）等福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障害児（者）の福祉増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この条例において「障害児（者）」とは、本市に居住し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし第4号については、別表の重症心身障害児（者）等福祉手当受給資格判定基準に該当するものをいう。

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）（以下「法」という。）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（本人が15歳未満である場合において、その者に代って交付を受けた保護者を含む。以下「身体障害者手帳所持者」という。）で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）別表第5号に定める3級以上の心身障害児（者）
- （2）身体障害者手帳所持者で規則別表第5号に定める2級以上の肢体不自由児（者）
- （3）身体障害者手帳所持者で規則別表第5号に定める2級以上の視覚障害児（者）
- （4）重度知的障害児（者）
- （5）前各号にかかげる者以外の2級以上の身体障害者手帳所持者

(支給要件)

- 第3条** 市長は、本市に居住する障害児（者）の父若しくは母がその障害児（者）を監護するとき、又は父母がいないか若しくは父母が監護しない場合において、障害児（者）の父母以外の者がその障害児（者）を監護するときは、その父若しくは母又はその監護者に対して手当を支給する。ただし、監護者がいない者又は視覚障害者については本人に支給することができる。
- 2 前項の場合において、障害児（者）を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち主として障害児（者）の生計を維持する者（当該父及び母が当該障害児（者）の生計を維持しないものであるときは、当該障害児（者）を主として監護する者）に支給する。
- 3 前項の規定により手当を受けた者（以下「手当受給者」という。）は、これを監護する障害児（者）の福祉増進のために使用しなければならない。
- 4 第2条第5号に該当する者にあつては、本人の前年所得が国民年金法（昭和34年法律第141号）第36条の3第1項に規定する政令で定める額以下の者に支給する。

(支給の制限)

- 第4条** 前条の規定にかかわらず、当該身体障害児（者）が次の各号の一に該当するときは、手当を支給しない。
- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第一種社会福祉事業の施設（国立療養所の重症心体障害児及び進行性筋萎縮症児病棟を含む。）に収容されている者
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条に定める福祉手当の受給認定を受けた者

(受給資格の認定)

- 第5条** 手当の支給要件に該当する者が手当に支給を受けようとするときは、市長に申請書を提出して、その受給資格について認定を受けなければならない。

(支給額及び支給方法)

- 第6条** 手当の支給額は、月額1人3,000円とする。ただし、第2条第5号に規定する者にあつては、月額1人2,000円とする。
- 2 手当は前条の規定による認定を受けた日の属する月の翌月から受給資格を喪失した日の属する月まで支給する。
- 3 手当は毎年7月、10月、1月及び4月の4期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当、又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うことができるものとする。

(未支払の手当)

第7条 市長は、手当受給者が死亡のためその者に支払うべき手当を支給できないときは、その者が監護していた障害児（者）にその手当を支給することができる。

(受給資格の喪失)

第8条 手当の受給者又は障害児（者）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、受給資格を喪失する。

- (1) 障害児（者）を監護しなくなったとき
- (2) 手当受給者が死亡又は本市に居住しなくなったとき
- (3) 監護する障害児（者）が第2条の規定する障害児（者）でなくなったとき
- (4) 障害児（者）が死亡したとき

(支給の停止)

第9条 市長は、手当受給者が第3条第3項の規定に違反した場合並びに正当な理由がなく第11条に規定する書類を提出しなかった場合は、手当の支給を停止することができる。

(手当の返還)

第10条 手当受給者が偽り、その他不正の手段により手当の支給を受けたときは、市長は、その者に支給した手当の全部又は一部を返還させる。

(譲渡の禁止)

第11条 手当を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは受給資格者に対して受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類を提出させ、又はこれらの事項に関し市職員をして受給資格者若しくはその他の関係人に質問させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

(暫定措置)

- 2 敦賀市心身障害児童年金条例により受給資格があった者は、第4条の規定による受給資格の認定があったものとみなす。

- 3 昭和44年12月31日までに受給資格の認定を申請した者で、昭和44年3月31日以前に第3条に該当する者にあつては昭和44年4月1日に、同日以後に同条の規定に該当するに至つた者にあつては、その該当する日に申請があつたものとみなす。
- 4 前2項に該当する者は、第5条第2項の規定にかかわらず認定の日の属する月から支給する。
- 5 敦賀市心身障害児童年金条例（昭和43年条例第9号）は廃止する。

附 則（昭和46年7月12日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。
（暫定措置）
- 2 条例第2条第3号に該当し、昭和46年9月30日までに受給資格の認定を申請した者で、昭和46年3月31日以前に第3条に該当する者にあつては昭和46年4月1日に、同日以後に同条の規定に該当するに至つた者にあつては、その該当する日に申請があつたものとみなす。
- 3 前項に該当する者は、第5条第2項の規定にかかわらず認定の日の属する月から支給する。

附 則（昭和47年3月30日条例第11号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月20日条例第37号）

この条例は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第15号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月25日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則（昭和57年6月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月26日条例第8号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日条例第44号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、平成12年6月7日から適用する。

別表（第2条関係）

重症心身障害児（者）等福祉手当受給資格判定基準

- 1 規則別表第5号の3級以上に該当し、附表1の動作機能の評価「0」が全項目中15項目以上で、知能指数がおおむね75以下の者
- 2 規則別表第5号の3級以上に該当し、附表1の動作機能3～16の項目中評価「1」以下が13項目以上で、知能指数がおおむね50以下の者
- 3 規則別表第5号の2級以上に該当する肢体不自由児（者）で、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する所管の福祉事務所において附表2の評価数値の合計が「10」以下と認定された者
- 4 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、次のいずれかに該当すると判定された者
 - (1) 知的障害児（者）であって、知能指数がおおむね35以下の者
 - (2) 知的障害児（この場合15歳未満をいう。）であって、附表3の行動面若しくは保健面において1度又は2度を1個以上有する者
 - (3) 知的障害者（この場合15歳以上をいう。）であって、附表3において1度又は2度を1個以上有する者

附表1

1 動作機能の評価基準

評 定	評価点	動 作 の 型 範 囲
正 常	3	正常の動作ができる
中等度障害	2	速度確実性は不完全・普通のやり方ではないが目的の動作はできる
高度障害	1	辛うじて部分的あるいは瞬間的な動作ができる
機能全廃	0	動作ができない

2 起居、移動動作

番 号	項 目	評 価				備 考
		3	2	1	0	
1	寝返りができる					
2	首がすわっている					
3	すわっている					
4	しゃがむ					
5	は う					
6	いざる					
7	立っている					
8	つかまり歩く					
9	椅子にすわる					
10	立ったりすわったりする					
11	平らなところを歩く(前方)					
12	平らなところを歩く(横に)					
13	平らなところを歩く(方向を変える)					
14	スロープを昇る					
15	スロープを降る					
16	台上(30cm)に登る					

附表2

動作機能の評価基準

区分	数値		0	1	2	3	計
1	介護の程度		食事・排便は勿論、日常生活全部要介護(目をはなせない)	僅か手を添えればどうか日常生活が可能	食事を備えておけばなんとか1日中の留守番位はできる	食事の材料及起居設備がしてあるから介護を要しない	
2	臥床の状況		寝たままで体を動かすにも人手がいる	少し手を添えてやれば起きることができる	時間をかければ自分で起きられる	自分で寝起きができる	
3	食事のとき		自分でたべられない	スプーン使用し時間をかけてたべる	はしでゆっくりたべる	自分で普通にたべる	
4	排便のとき		むつき使用し寝たままです	特製便器で居室です	普通便所へはってゆきする	普通便所へつたってゆく	
5	顔を洗うとき		寝たままタオルでふいてやる	少し手をそえてやれば自分でふく	時間をかければ自分で洗う	普通に洗える	
6	衣類の着脱		全部介添えてやる	少し手をそえてやればできる	時間をかけて自分でやる	全部自分でできる	
7	補装具の効果		臥床のための寝台、車いす以下全く効果はない	装着するば僅か効果ある	装着すれば屋内の移動可能	装着すれば自助動作可能	
	計						